

○ 建築基準法施行細則

平成17年3月31日

松江市規則第234号

改正 平成17年7月12日規則第316号

平成19年3月30日規則第25号

平成19年5月31日規則第47号

平成19年8月31日規則第54号

平成20年3月31日規則第32号

平成21年3月30日規則第19号

平成23年7月29日規則第65号

平成24年3月30日規則第49号

平成26年2月28日規則第6号

平成27年3月25日規則第28号

平成28年5月27日規則第49号

平成28年8月29日規則第61号

平成29年7月4日規則第39号

平成30年3月22日規則第31号

平成30年10月1日規則第76号

令和元年9月30日規則第18号

令和4年3月30日規則第33号

令和5年5月25日規則第36号

令和6年3月29日規則第22号

令和7年3月31日規則第34号

令和7年6月30日規則第50号

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）及び島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(確認申請書等の添付図書)

第2条 省令第1条の3第7項の規定により市長が定める申請書に添えるべき図書は、計画に係る建築物の敷地と県条例第4条に規定する崖との状況を示す断面図とする。ただし、当該敷地が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

(中間検査申請書等の添付図書)

第2条の2 省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類は次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。ただし、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書に添付した場合は、この限りでない。

(1) 政令第3章第3節の規定の適用を受ける建築物 次に掲げる書類

ア 政令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した図書

イ 政令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項を明示した図書

(2) 省令第8条の3の規定の規定の適用を受ける建築物 同条に規定する構

造方法への適合性審査に必要な事項を明示した図書

第3条 削除

(名義等変更届)

第4条 法第6条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付（次条において「確認済証の交付」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主等の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第1号）正本1通及び副本1通を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主事は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

(設計変更届)

第5条 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計内容の変更（法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の確認の申請を要するもの及び法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の通知を要するものを除く。）をしようとする場合においては、設計変更届（様式第2号）正本1通及び副本1通に当該変更しようとする設計内容を示す図書を添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確

認済証の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第5条に規定する軽微な変更をいう。）については、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする際に、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事に提出しなければならない。

（工事取りやめ届）

第6条 法第6条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第3号）を確認済証を交付した建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（確認、中間及び完了検査申請手数料の減額）

第7条 松江市手数料徴収条例（平成17年松江市条例第69号）第8条第2項に規定する手数料の2分の1を減額する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公共事業の実施のため、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築し、又は築造する場合

(2) 建築物等が災害により滅失し、又は損壊した日から6月以内に被災者自ら使用するために建築し、又は築造する場合

2 前項の規定により申請手数料の減額を受けようとする者は、前項第1号の場合にあっては公共事業施行者の発行する証明書を、前項第2号の場合にあっては建築物等の被災地を管轄する市町村長の発行する災害証明書を添えて提出しなければならない。

(仮使用の認定の申請書の提出部数)

第8条 省令第4条の16第1項に規定する仮使用の認定の申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第9条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物のうち次に掲げるもの

ア 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

イ 学校（幼稚園を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

ウ 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

エ 共同住宅又は寄宿舍（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第

6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用途に供するものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

オ 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）

又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

カ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

キ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

ク キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの

(2) 政令第14条の2第1項第1号に掲げる建築物のうち次に掲げるもの

ア 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地

階又は3階以上の階にあるもの

イ 学校（幼稚園を除く。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

ウ 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

エ 共同住宅又は寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用途に供するものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

オ 幼稚園の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

カ 保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

キ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

ク 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないものの

ケ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

コ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの

2 省令第5条第1項の規定により市長が定める時期（以下この項において「報告時期」という。）は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、前項各号のうち2以上の号に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして、次の各号を適用する。

(1) 次に掲げる建築物 令和4年度を始期として、3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

ア 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法別表第1（い）欄（2）項に掲げる建築物であって、下宿、共同住宅、寄宿舍及び児童福祉施設等の用途に供するもの

イ 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物

ウ 前項第1号イからオまでに掲げる建築物

エ 前項第2号イからカまでに掲げる建築物

(2) 次に掲げる建築物 令和5年度を始期として、3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

ア 政令第16条第1項第1号に掲げる建築物

イ 政令第16条第1項第2号に掲げる建築物

ウ 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法別表第1（い）欄（4）項に掲げる建築物

エ 前項第1号カからクまでに掲げる建築物

オ 前項第2号キからコまでに掲げる建築物

(3) 次に掲げる建築物 令和6年度を始期として、3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

ア 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち第1号ア及び前号ウに定める以外の建築物

イ 前項第1号アに掲げる建築物

ウ 前項第2号アに掲げる建築物

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に定めるとおりとする。

調査項目			調査方法	判定基準
建築物の 内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表	閉鎖又は作動の閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に

	に お い			支障があること。
	て「常閉 防火扉」 という。	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	)	作動の状況(人の通行の用に供する部分に設けるものに限る)	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもつて足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。
	居 室 の 換 気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室(政令第123条第3項第1号に規定する付室をいう。)の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー(政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。)の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
			非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

4 法第12条第1項の規定による報告は、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(付近見取図及び屎尿浄化槽の見取図を除く。)を添付して行わな

なければならない。

5 前項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

6 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の市長が定める期間は、報告書が提出された日から5年とする。

（建築設備等の定期検査）

第10条 法第12条第3項の市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

2 省令第6条第1項の市長が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。

3 省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。

4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の報告は報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。

5 法第12条第3項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の市長が定める期間は、報告書が提出された日から3年とする。

（工事監理者等の報告）

第11条 建築主（法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（以下この項及び次項において「確認申請」という。）を行う必要のない者及び市町村を除く。）は、工事監理を委託する場合において工事監理者を選任し、又は変更したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、工事監理委託状況報告書（様式第4号）を確認

申請を受ける建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

(1) 確認申請をするときまでに工事監理者を選任した場合 確認申請をするとき

(2) 確認申請をした後に工事監理者を選任した場合 工事に着手する前

(3) 工事監理者を変更した場合 工事監理者の変更後の速やかな時期

2 建築主（確認申請及び法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この項において「計画通知」という。）を行う必要のない者並びに前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、確認申請又は計画通知をした後に工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事監理者報告書（様式第5号）を確認申請又は計画通知をした建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

3 建築主等（法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う必要のある者に限る。）は、当該確認の申請又は通知をした後に工事施工者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事施工者報告書（様式第6号）を当該確認の申請又は通知をした建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（工事監理の報告）

第12条 法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で法第6条第4項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたもの及び建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの（いずれも市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書（様式第7号）を完了検査申請書に添えて、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

- (1) 杭の工事
 - (2) 基礎の配筋の工事
 - (3) 各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事
 - (4) 柱脚の工事（構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。）
 - (5) 柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事（構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。）
 - (6) 断熱工事（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置及び施工に関するものに限る。）
- （積雪荷重）

第13条 政令第86条第3項の市長が定める垂直積雪量は、次の表の区域の区分に応じた算式により得た数値とする。

区域	垂直積雪量算式
鹿島町	$(L - 22) \times 0.0036 + 0.74$
島根町	$(L - 4) \times 0.0036 + 0.70$
美保関町	$(L - 6) \times 0.0036 + 0.69$
八雲町	$(L - 31) \times 0.0036 + 0.60$

玉湯町	$(L - 3) \times 0.0036 + 0.56$
穴道町	$(L - 3) \times 0.0036 + 0.54$
八束町	$(L - 17) \times 0.0036 + 0.55$
東出雲町	$(L - 3) \times 0.0036 + 0.53$
その他の区域	$(L - 17) \times 0.0036 + 0.63$
この表において、Lは建築場所の標高（単位メートル）を表すものとする。	

2 政令第86条第2項ただし書の規定による多雪区域は、前項の垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。

3 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、次の表の数値以上としなければならない。

垂直積雪量 (単位 センチメートル)	積雪1センチメートル当たりの単位荷重 (単位 1平方メートルにつきニュートン)
100	20
150	28
200	30
250	32
300	33
400以上	35
ただし、中間値は直線的に補間する。	

(外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物の認定申請)

第14条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定申請書（様式第8号）に次に掲げる図書2部を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 土地利用現況図（敷地の周辺（敷地の外周から50メートルの範囲をいう。）の建築物及び工作物の位置、構造及び用途並びに土地の利用状況を明示すること。）
- (4) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- (5) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (7) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (8) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（し尿浄化槽の構造基準の規制強化区域の指定）

第15条 政令第32条第1項第1号の表に掲げる市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、松江市全域とする。

（道路の位置の指定等の申請等）

第16条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定（指定を変更し、又は廃止

する場合を含む。)又は同項第5号に規定する道路の位置の指定(指定を変更し、又は廃止する場合を含む。)を受けようとする者は、道路(位置)指定(変更・廃止)申請書(様式第10号)正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を道路(位置)指定(変更・廃止)通知書(様式第11号)により、当該申請者に通知するものとする。

(建築物の許可申請に係る添付図書等)

第17条 省令第10条の4第1項に規定する許可申請書(法第43条第2項第2号の規定を除く。)には、次に掲げる図書を添えて、提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)
- (5) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

- 2 省令第10条の4第1項に規定する法第43条第2項第2号の許可申請書には、次に掲げる図書を添えて、提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道又は

通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては、位置、延長、幅員並びに敷地と接している部分及びその長さ）を明示すること。）

(3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

(4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(5) 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

4 省令第10条の4第1項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

5 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「市長」と、第6条第1項の規定中「確認済証を交付した建築主事又は指定確認検査機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（建築物の敷地と道との関係の建築認定申請に係る添付図書）

第17条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、

省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道又は通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長、幅員並びに敷地と接している部分及びその長さ）を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

（特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係における制限の特例に係る認定申請）

第18条 県条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、県条例第8条第4号又は県条例第9条第1項ただし書の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書（様式第12号）の正本1通及び副本3通に次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、当該各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 県条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は県条例第8条第4

号の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入り口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造を明示すること。）

エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

オ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

カ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

(2) 県条例第9条第1項ただし書の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請に対して認定したときは、その旨を建築物認定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、第1項の規定による申請に係る認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「市長」と、第6条第1項の規定中「確認済証を交付した建築主事又は指定確認検査機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（建蔽率の緩和）

第19条 法第53条第3項第2号の市長が指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

(1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路（その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。）に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの

(2) 幅員が4メートル以上の道路、公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路、公園又は広場に接するもの

（第一種低層住居専用地域等内における高さの限度を超える建築物の認定申

請に係る添付図書)

第20条 法第55条第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 日影図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の測定線、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線を明示すること。）
- (7) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (8) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(計画道路が前面道路とみなされる建築物の認定申請に係る添付図書)

第21条 政令第131条の2第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書及び都市計画事業施行者の意見書とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
(前面道路の高さの特例)
- (6) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)
- (7) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第22条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高い場合において、土地の状況等により建築に支障がないと市長が認めたときは、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より2メートル低い位置にあるものとみなす。

2 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様

式第13号の2)の正本1通及び副本1通に前条各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築物認定通知書(様式第13号の3)により当該申請者に通知するものとする。

(建築協定の認可申請)

第23条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定(変更)認可申請書(様式第14号)の正本1通及び副本1通に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定を締結しようとする理由を記載した書面
- (2) 建築協定書
- (3) 建築協定区域(法第70条第1項に規定する建築協定区域をいう。以下同じ。)を示す図面並びに当該建築協定区域の周辺の地域における地形及び地物の概略を示す図面
- (4) 法第70条第1項の認可を受けようとする場合にあっては、同条第3項に規定する土地の所有者等の全員の合意があった旨を証する書面

- 2 前項の規定は、法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする場合に準用する。

- 3 市長は、前2項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定(変更)認可通知書(様式第15号)により、当該申請者に通知するものとする。

(建築協定の廃止の認可申請)

第24条 法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第16号)の正本1通及び副本1通に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 廃止の理由を記載した書面

(2) 法第76条第1項に規定する土地の所有者等の過半数の合意があった旨を証する書面

2 市長は、前項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定廃止認可通知書（様式第17号）により、当該申請者に通知するものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の提出部数）

第25条 省令第10条の16第1項若しくは第2項に規定する認定申請書、同条第3項に規定する許可申請書又は省令第10条の21第1項に規定する認定又は許可取消し申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

（制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届）

第26条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第8項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第18号）の正本1通及び副本1通に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

(3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

第26条の2 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路(位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。)並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

(3) 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。)

(4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

(5) 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(6) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

(7) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(工作物の許可申請に係る添付図書等)

第27条 省令第10条の4第4項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第4項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

- 4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第4項の工作物許可関係規定による許可を受けた築造主が、当該工作物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該工作物の設計内容を変更しようとするとき、又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「市長」と、第6条第1項の規定中「確認済証を交付した建築主事又は指定確認検査機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(全体計画認定申請書の添付図書)

第28条 省令第10条の23第5項の規定により市長が定める申請書に添えるべき図書は、計画に係る建築物の敷地と県条例第4条に規定する崖との状況を示す断面図とする。ただし、当該敷地が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

- 2 省令第10条の23第6項の規定により市長が定める図書及び書類は、省令第3条の9第1項第1号又は第3条の11第1項第1号に規定する適合判定通知書の写し、省令第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の写しとする。

(取下届)

第29条 許可、確認、認定、承認又は指定（以下「許可等」という。）の申請をした者は、市長又は建築主事が当該申請に係る許可等をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第19号）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日までに、合併前の松江市建築基準法施行細則（平成

8年松江市規則第1号)によりなされた請求その他の手続はこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年7月12日松江市規則第316号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日松江市規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日松江市規則第47号)

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

附 則 (平成19年8月31日松江市規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日松江市規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日松江市規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日松江市規則第65号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日松江市規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定による通知又は同法第86条の8第1項の規定による認定の申請(以下「確認申請」という。)が提出される建築物について適用し、同日前に確認申請が提出された建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月28日松江市規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日松江市規則第28号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日松江市規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 小荷物専用昇降機及び防火設備（建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成28年松江市規則第49号）の一部を改正する規則（以下「一部改正規則」という。）の施行の際現に存するもの又は一部改正規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する同法第12条第3項の規定による報告に対するこの規則による改正後の建築基準法施行細則第10条第1項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで」とあるのは、「平成28年6月1日から平成31年3月31日まで」とする。

附 則（平成28年8月29日松江市規則第61号）

この規則は、平成28年9月1日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成29年7月4日松江市規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日松江市規則第31号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日松江市規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日松江市規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市規則第33号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月25日松江市規則第36号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和6年3月29日松江市規則第22号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日松江市規則第34号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日松江市規則第50号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。